規定の改正について

以下の規定につきまして、2025年12月2日付で改正を行います。

〇非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

第1項~第3項 (省略)

(省略)

第 1 条

4 前四項の際、お客様には住民票の写し、各種 健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許 証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年 月日、住所および個人番号(行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいま す。以下同じ。) (お客様が租税特別措置法施行 令(以下、「施行令」といいます。) 第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生 年月日および住所。)を告知し、法その他の法令 で定める本人確認を受けていただきます。

第 5 項~第 11 項 (省略)

第2条の2~第14条 (省略)

第15条(届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に 届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があ ったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動 届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定さ れるものをいいます。) により当組合に届け出る ものとします。また、その変更が氏名または住所 にかかるものであるときは、お客様は「個人番号 カード」等および住民票の写し、各種健康保険の 資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一 定の書類を提示し、確認を受けるものとします。 第2項~第4項 (省略)

第 16 条~第 17 条 (省略)

改正前

(同左) 第1条

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

第1項~第3項 (同左)

4 前四項の際、お客様には住民票の写し、健康 保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証そ の他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月 日、住所および個人番号(行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。 以下同じ。) (お客様が租税特別措置法施行令 (以下「施行令」といいます。) 第25条の13第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月 日および住所。)を告知し、法その他の法令で定 める本人確認を受けていただきます。

第 5 項~第 11 項 (同左)

第2条の2~第14条 (同左)

第15条(届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に 届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があ ったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動 届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定さ れるものをいいます。)により当組合に届け出る ものとします。また、その変更が氏名または住所 にかかるものであるときは、お客様は「個人番号 カード」等および住民票の写し、健康保険の被保 <mark>険者証</mark>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の 書類を提示し、確認を受けるものとします。

第2項~第4項 (同左)

第 16 条~第 17 条 (同左)

※その他に、略語の指定方法の統一化(「以下、○○といいます。」に統一)、用字の統一化(送り仮名 の使用方法)等の内容の変更を伴わない体裁の見直しを行います。

〇「投資信託総合取引規定」、「外国証券取引口座約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、 「特定口座約款」、「投資信託累積投資規定」、「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」

改正内容

略語の指定方法の統一化(「以下、○○といいます。」に統一)、用字の統一化(送り仮名の使用方 法) 等の内容の変更を伴わない体裁の見直しを行います。

以上